

旭川医科大学病院臨床病理検討会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年11月13日病院長裁定)

旭川医科大学病院臨床病理検討会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院臨床病理検討会要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第5 CPC委員会は、次に掲げる講座又は診療科等の担当者をもって構成する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植・消化管）のうちから 2人</p> <p>(11)～(28) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は，令和7年11月13日から施行し，令和7年11月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>外科学講座の改組に伴い，所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第5 CPC委員会は、次に掲げる講座又は診療科等の担当者をもって構成する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，<u>消化管</u>）のうちから 2人</p> <p>(11)～(28) (略)</p> <p>(略)</p>